

議事要旨(1) 四半期会計基準等の改正に関する検討について

冒頭、新井副委員長（専門委員長）より、本日の委員会では前回委員会までの審議を踏まえ会計基準等の見直しの方向性案を再度提示するとともに、会計基準等の改正文案についても審議を行いたい旨の説明があり、続いて、これまでの議論の経緯を整理しながら審議事項（１）－１及び（１）－２に沿って、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書並びに注記事項に関する論点についての説明が行われた。次に、高橋由彦専門研究員より、審議事項（１）－３及び（１）－４に沿って、四半期財務諸表に関する会計基準及び同適用指針の改正文案についての説明が行われた。委員等からの主な発言は以下のとおりである。

- ある委員より、コスト・ベネフィットの観点から適正な開示を考えるべきであり、個別の論点では、四半期損益計算書については、期首からの累計期間の開示を基本としつつ、四半期会計期間（３か月）の開示も任意で行うことができるとする事務局案に賛成であるが、キャッシュ・フロー計算書を省略した場合の非資金項目の注記は財務諸表作成者の負担軽減につながらないため不要と考えること、第１四半期と第３四半期の注記事項は、IFRS 並みとすることを要望する第２四半期よりも更に簡素化し、特に金融商品、有価証券・デリバティブに関する注記は全ての会社に一律に求める必要はない等の意見があった。
- ある委員より、キャッシュ・フロー計算書の開示を省略する場合の注記の範囲について、業種によって異なる形にするという考え方もあること、１株当たり利益の算定上の基礎は、財務諸表利用者からの情報ニーズも踏まえて開示を継続することも考えられること、また、金融商品に関連した注記については、これを一律に適用するのではなく、開示の必要性の低い業態については注記を要しない配慮が必要ではないかという意見があった。
- ある委員より、今回の四半期開示制度の簡素化は、IFRS への対応を促進することなどの大きな目標の流れの中で行っていることを理解する必要がある、という意見があった。
- ある委員より、前年度末からの重要な変化についての開示を求める注記事項について、重要性の解釈を巡り実務サイドで混乱が生じないように留意する必要があるという意見があった。

- あるオブザーバーより、簡素化の趣旨は財務諸表作成者の作業負担を減らしつつ財務諸表利用者が必要とする情報は開示を継続することであるため、四半期会計期間（3か月）の損益計算書を省略するのであれば、財務諸表利用者のために、売上高や利益の金額等の四半期会計期間の情報を注記で代替すべきであること、貸借対照表及び損益計算書と並び財務諸表の不可欠な構成要素であるキャッシュ・フロー計算書は開示を継続するべきであるという意見があった。
- これらの意見に対して事務局からは、IFRS（IAS 第 34 号等）には関連当事者取引の開示などのように日本基準で求めている開示項目がいくつかあるが、今回の見直しでは、開示項目を新たに追加するのではなく、財務諸表利用者の情報ニーズも踏まえて、現行の日本基準で定めている開示項目から削減可能なものを検討するというアプローチをとっていること、金融商品（有価証券・デリバティブ）の開示については簡素化に向けて引き続き検討中であること、四半期会計期間（3か月）の損益計算書は財務諸表利用者の開示ニーズも踏まえ、財務諸表作成者が任意に開示することを否定するものではないこと、キャッシュ・フロー計算書については、基本財務諸表の構成要素と位置づけているが、財務諸表作成者の作業負担や財務諸表利用者の意見も考慮して、減価償却費などの非資金項目等の注記を条件に、第 1 四半期と第 3 四半期の開示は省略できるという案も提示していることなどの説明があった。

以上の議論を踏まえて、新井副委員長より、四半期会計基準等の見直しについて、年内の公開草案の公表に向けて引き続き検討を行うこととしたい旨の説明があった。

以上